令和４年第８回弥彦村議会（１２月）定例会

議　事　日　程　（第３号）

令和４年１２月１９日（月曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第５８号　弥彦村職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第　２　議案第５９号　弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　３　議案第６０号　弥彦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　４　議案第６１号　弥彦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　５　議案第６２号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第１０号）
日程第　６　議案第６３号　令和４年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　７　議案第６５号　弥彦村図書館家具備品購入契約の締結について
（以上７案件　総務文教常任委員長報告）
日程第　８　議案第６４号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第４号）
（以上１案件　競輪特別委員長報告）
日程第　９　議案第６６号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第１１号）
日程第１０　議員派遣の件について
日程第１１　議会運営委員会閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について
日程第１２　総務文教常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について
日程第１３　厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	樋浦久夫	２番	花井譲温
３番	那須裕美子	４番	丸山浩
５番	古川七郎	６番	板倉恵一
７番	柏木文男	８番	小熊正
９番	本多隆峰	１０番	安達丈夫

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	教育長	林　順一
総務部長	志田　馨	産業部長	髙橋信弘
総務課長	斎藤雄希	デジタル行政推進課長	宇野　誠
税務課長	浜田禎介	防災課長	小林健仁
住民課長	小出将浩	福祉課長	坂爪明博
健康推進課長	松井裕美子	農業振興課長	鈴木光英
観光商工課主幹	丸山竜一	建設企業課長	丸山栄一
公営競技事務所長	栁川治美	会計管理者	水沢正一
教育課長	富田　憲		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤和恵	書記	春日史子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫議員）　おはようございます。

ただいまから、令和４年第８回弥彦村議会12月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫議員）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　最初に、日程第１、議案第58号　弥彦村職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第７、議案第65号　弥彦村図書館家具備品購入契約の締結についてまでの条例４案件、補正予算２案件、契約１案件を一括して議題といたします。

以上の７案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

それでは、板倉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（板倉恵一議員）　おはようございます。

令和４年第８回12月定例会総務文教常任委員会審査報告を行います。

本委員会は、12月定例会において付託された議案を審査するため、去る12月12日午前９時から委員会室において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

審査での出席委員は５名全員であります。

説明のため出席した者、村長、教育長、総務部長、産業部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は条例４案件、補正予算２案件、契約１案件の７案件であります。

なお、本委員会は、厚生産業常任委員会と連合により審査を行いました。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された７案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

付託された条例４案件についての審査では、質疑はございませんでした。

次に、補正予算２案件についての審査では、除雪業務委託料について、除雪待機補償料の増額

分の詳細はとの質疑に、今年度から固定型の待機料に加え、一斉除雪の出動回数に応じて変動額分を設けた変動型の待機補償料を予算計上したものである。車道除雪の待機補償料は、従来は除雪機械１台当たり税抜き４万8,400円で、見直し後は、今シーズン除雪がなかった場合、除雪機械１台当たり税抜30万円となり、除雪の出動回数が増えていくにつれて変動額分が減額され、出動回数５回以上で固定額の税抜14万5,500円のみの支払いとなる。

なお、除雪に出動した場合は、待機補償料とは別に稼働した除雪作業代を支払う。歩道除雪も同様に、変動型の待機補償料の支払い方法となるとの答弁でありました。

続いて、パソコン購入費について、当初予算33万円計上、今回の補正予算と合わせてノートパソコン15台調達との説明を受けた。課の職員数から見て台数が多いようだがほかの部署での使用をするのかとの質疑に、役場庁舎内における必要数を見積もって15台としている。その用途は図書館職員分、新採用職員分、老朽化パソコンの代替機等であるとの答弁でありました。

続いて、移住促進事業補助金について、今現在何人の方が申込みをされて今後の見通しを何人ぐらいと考えているのかとの質疑に、現在９名の方が申請または支払い済みであり、本補助金を利用する予定である。過去の実績から、これから３月までの間に２名程度の利用があるものと見込み、最終的には合計11名程度の方が申請されると見込んでいるとの答弁でありました。

次に、図書館建設費における人件費について、図書館の開館準備に必要となる職員の身分、給与体系、契約等の内容はとの質疑に、９月定例会において図書館運営に係る職員として３名の定数増の議決をいただいた。この定数の範囲内で採用するものである。

身分としては一般職であり、給与体系も基本的には一般職と同様である。ただし、図書館は土日祝日も開館を予定しており、また、開館時間も夜８時頃までを予定しているため、勤務時間等雇用形態は一般職とは一部異なるとの答弁でありました。

続いて、公民館講座等謝礼について、書道講師の依頼はどなたで、どのぐらいの頻度で依頼をするのかとの質疑に、講師として弥彦村文化協会加盟団体である弥彦書友会の方にお願いをする予定である。頻度については１回限りで、小学３年生以上を対象に、冬休みの宿題である書き初めを文化会館で行い、そこで書道を教えてもらうことを考えているとの答弁でした。

次に、小・中学校パソコン等保守管理委託料について、インターネット回線の高速化を図るための新規回線導入の費用とのことであるが、具体的内容はとの質疑に、増設する回線について新規契約を行うとともに、必要となるルーターと呼ばれる接続機器を設置するものであるとの答弁でありました。

次に、小・中学校同じ内容か。また、改善点はとの質疑に、内容は小・中学校で同じである。改善点は、児童・生徒が使用するタブレット端末用の回線を増設することにより、従来の回線と比べてアップロードで10倍、ダウンロードで５倍の速さになるとの答弁でした。

次いで、地域コーディネーター報償費及びボランティア保険料について、地域コーディネーターの活動の増加とスクールサポーターの登録人数が当初見込みより増えたとの説明であるが、当初の見込み人数及び現在の人数は何名か、また、その具体的な活動内容はとの質疑に、地域コー

ディネーターは現在２名おり、主な役割としては地域と学校とをつなぐパイプ役として日々活動をしている。スクールサポーターの人数については、年度当初65名であったものが90名まで増えることを見込んでボランティア保険料の予算を計上していたが、現在85名にまで増え、来年度末までに更に増える見込みであるので、10名分を追加で予算計上するものである。

また、スクールサポーターの活動内容については、主に学校からの要望に応える形でのボランティア活動となる。具体例として、小学校図書室における朝の貸出し作業、小学校プール清掃、小学校水泳授業監視、小・中学校燈籠まつりでの給水所設置、小学校弥彦山登山の引率補助などであるとの答弁でした。

次に、契約１件での審査では、弥彦村図書館家具備品購入契約の締結について、一般競争入札で、新潟市中央区古町通５番町615番地の株式会社山下家具店が落札されたが、入札参加企業は何者であったのか、また、落札率はとの質疑に、入札参加者は３者で、落札率は97％であったとの答弁でした。

以上が主な審査内容でした。

続いて、委員間討議を12月14日に行い、職員の定年の引上げに関する条例について話合いを行いました。

委員間討議では、条例案に賛成ではないが年齢によって退職年齢が変わるのはいかがなものかと考える。次いで、再任用期間が引き継ぐ形になると思う。例えば、61歳で定年になっても65歳までは再任用になるのではないか。

続いて、定年の引上げに伴い、まだまだ若く働ける年代であるのに、60歳に達した翌年度から給料が７割になり、原則、管理職以外の職になると説明を受けたが、それでは職員の意欲が上がらないのではないのかなど意見がありました。

委員間討議終了後、討論、採決を執り行い、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

本委員会の閉会時間は、10時３分でありました。

報告は以上であります。

令和４年12月19日、総務文教常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

最初に、議案第58号　弥彦村職員の定年の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　これで討論を終わります。

これより議案第58号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第59号　弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第60号　弥彦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第61号　弥彦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第61号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第62号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第10号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第63号　令和４年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第65号　弥彦村図書館家具備品購入契約の締結について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

◎競輪特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第８、議案第64号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案件につきましては、競輪特別委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

本多競輪特別委員長。

○競輪特別委員長（本多隆峰議員）　令和４年第８回12月定例会競輪特別委員会審査報告を行います。

本委員会は、12月定例会において付託された議案を審査するため、去る12月15日午前10時から委員会室において開催いたしました。

主なものについて報告いたします。

出席委員は10名であります。

説明のため出席した者、村長、総務部長、産業部長、総務課長、公営競技事務所長及び副所長２名であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、補正予算の１案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された１案件については、議案説明会及び初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

施設整備改修工事費が増設されているが予期しない修繕工事が生じた際、早急に対応するためとのことだが、このような場合では予備費に計上がよいのではないかとの質疑に、施設整備改修工事費の予算が不足しているため補正をお願いするものであるとの答弁でした。

積立金5,000万円の減額とあるが、優先的に実施する事業とは何か。減額した予算はほかに充てるのか、減額のみとするのかとの質疑に、選手宿舎であるけいりん会館の施設整備事業を行うため積立て予定であったが、積立てをしないということであるとの答弁でした。

温泉管敷設工事をするとあるが、温泉の排水処理は下水か排水のどちらを考えているかとの質疑に、下水道に流入できるよう、建設企業課を含め関係機関と協議中であるとの答弁でした。

けいりん会館の浴室の改修工事も含まれるのか、また、増築工事の内容も伺いたいとの質疑に、浴室の改修工事は行わないが温泉成分にも対応したボイラー等の改修を行う。増築部分には浴室はなく、１部屋33㎡の居室のみで２階建て12部屋の建物であるとの答弁でした。

温泉関係工事費、増築工事費の令和４年度、５年度の工事関係の総予算を説明してほしい。また、契約される金額としては、２年度合計の金額で締結されると考えてよろしいかとの質疑に、温泉に関する事業費の総予算は、委託料、工事費合わせて２億1,360万円。増築事業費の総予算

は、委託料、工事費合わせて４億5,910万円である。それぞれ、この予算で契約を行うとの答弁でした。

弥彦競輪の宿舎が温泉使用や増築などにより参加選手に喜んでもらえるということを、今後はどのようにＰＲしていくのかとの質疑に、選手の口コミが一番のＰＲとなるが、競輪場としてもＳＮＳ等でＰＲをしていきたいとの答弁でした。

ほかに質疑、討論はなく、村長の提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、担当所長から報告事項について説明があり、質問に入りました。

けいりん会館の増築工事は令和５年９月完成とあるが、その間、選手の宿泊はどうなるのかとの質問に、通常の開催であれば参加選手が少ないため、工事期間中でも現在の宿舎の居室を使用できる。工事は、選手のいないときに進めていく計画であるとの答弁でした。

鹿苑側入場口工事は、樹木伐採をしないと明るいイメージにならないのではとの質問に、樹木伐採は考えておらず、照明などを多用し明るい雰囲気を出していく方向であるとの答弁でした。

増築に関する設計委託料であるが、９月補正で3,000万円が計上されていたが資料内で設計委託料1,540万円とあり、ほかに費用がかかるのか、または、これで確定と考えるのかとの質問に、９月補正の時点では、工事費の総額なども概算であったため設計委託料も概算で計上した。残った予算については、減額となると思うとの答弁でした。

現在、ミッドナイト競輪等の売上げが好調であるが、今後の競輪の状況を公営競技事務所長はどのように考えているかとの質問に、ミッドナイト競輪は30の競輪場が開催している。２場、３場と毎日併売されている中で、弥彦競輪の特別感をＰＲしていけたらと思うとの答弁でした。

温泉使用料と井戸の湯量について伺うとの質問に、温泉使用料については、井戸の買取りとかはなく、あくまでお湯を買う方向で、１か月当たり80万円程度と示されている。湯量は毎分80ℓで自噴しているとの報告を受けているとの答弁でした。

これから、温泉成分表、下水処理が可能、温泉使用料等の書類が提出されたら、議会にも示していただきたいとの要望がありました。

以上が報告事項の審査内容でした。

本委員会の閉会時刻は午前11時10分でした。

報告は以上であります。

令和４年12月19日、競輪特別委員会委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　競輪特別委員長の報告が終わりました。

これより、議案第64号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第４号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩といたします。

再開は10時55分といたします。

（午前１０時２９分）

○議長（安達丈夫議員）　再開いたします。

（午前１０時５５分）

○議長（安達丈夫議員）　先ほど、休憩中に、本案に対して、樋浦久夫議員から修正動議が提出されましたので、その写しを机上に配付いたしました。

したがって、本案と併せて議題とし、提出者から提案について説明を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦）　発言の許可をいただきましてありがとうございます。

私、この発言を求めるに際して、現在は悲しくて悔しい気持ちでいっぱいであります。この議会でこういう発言をすることになるとは、夢にも思っておりませんでした。私にとってこの発言がどういうことになるか、承知しております。議会軽視ということになるでしょう。しかし、村を守るためには、発言をあえてさせていただきました。

発言の内容は、現在、今ただいま、議長が樋浦久夫議員に発言を許可した、そのことをもって、弥彦村議会は自殺したと思っております。議会は、具体的に申しますと、先週の金曜日、議会事務局長が総務部長と一緒に私のところに参りました。先日、先ほど競輪特別委員会の本多隆峰議員が報告されたように、競輪特別委員会の執行部からお願いしました案件について、全て９人全議員の承認で、賛成で可決させていただきました。

しかるに、金曜日の朝になって、樋浦久夫議員から、あのときは賛成したけれども、反対、賛成できないところがあるので緊急動議を出したいという提案があったと、その緊急動議の内容についても私は拝見いたしました。

本来、議会は委員会制度を設けております。弥彦村は、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、競輪特別委員会、この３つの委員会で議会審議を行っていただいております。その特別委員会で、採決で、全員賛成で承認された案件について、翌日、賛成できなくなりましたというようなことがあってはならないというふうに判断いたしました。なぜなら、委員会で全員賛成で採決されたにもかかわらず、翌日、議員の１人が反対であるということを申し述べられて、それが通るような議会であるということは、到底私には承服できるものではありません。

ただ、今朝、朝になりまして、うちの総務部長と議会事務局長より、地方自治法の第22条、委員会の写しを私のところに持ってきてくれました。その中で、委員会と本会議の関係について書いてある項目がありました。皆さんも承知かもしれませんけれども、あえて読ませていただきます。

委員会の議決は、議会の最終的な意思決定でなく議会を拘束するものではありませんが、委員会は本会議の縮図、小立法府の形になっているため、委員会の意思決定が原則として本会議でもそのまま可決されます。委員会の議決は議会の最終的な意思決定ではありませんから、当然、対外的な効力はありませんと書いてありました。

私もこの条文を初めて拝見しましたけれども、確かに、委員会で採決されたものが本会議で反対してもいいよと、それは認められると法律には書いてあります。ただ、一番問題なのは、原則として、本会議でもそのまま可決されます。原則としてと書いてあります。原則でないものは例外です。例外ということは、それなりの重要性なものでない限り、例外として認められるものでは、一般的な常識ではありません。

原則は確かに、委員会の賛成であっても本会議で反対してもいいと書いてある。ただし、それはあくまでも原則としてです。法の運用というのは、法の条文のそのものを理解しなければできないと、私はそういうふうに思っております。

したがいまして、今回の樋浦久夫議員の緊急動議の内容については、先ほど本多特別委員長から話がありまして報告がありましたように、皆さんから徹底的な慎重審議をしていただいております。この内容では、原則を覆す例外的なものではないと、私は判断せざるを得ない。

したがいまして、弥彦村議会は、ただいまの議長の発言をもって自殺したと判断せざるを得ません。執行部としては、自殺した議会と、これ以上議論するつもりは全くございません。ゆえに、これをもって、執行部全員退席とさせていただきます。

○議長（安達丈夫議員）　審議において退席は許可いたしません。

〔「許可しなくてもいい。こんなもともとおかしな協議をやっている議会に対して、私は認めません」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　退席しないでください。

ただいま審議中ですので、執行部の皆さんには退席しないようにお願いします。

退席しないでください。

村長ほか、執行部の皆さんが退席されましたが、審議を進めさせていただきます。

したがって、修正動議を出されました樋浦久夫議員の説明をお願いします。

１番、樋浦久夫議員。

○１番（樋浦久夫議員）　修正動議。

議案第64号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第４号）に対する修正動議を、地方自治法第115条の３及び会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

ここで修正案につきまして、その理由についてご説明いたします。

私は、けいりん会館への温泉設備新設工事について、削除すべきと考えます。

去る12月15日に開催されました競輪特別委員会では、私は、どうしようかと迷っているうちに事が進んでしまい、このたびのような事態となりました。誠にお恥ずかしい次第であります。

しかしながら、今日まで、ずっとこれで本当にいいのか、この４日間、迷いに迷い続けました。委員会では、幾つかの質疑をして２点の要望事項を発言いたしました。

１点目は、宿舎に引湯する予定の温泉成分の分析結果を、いち早く議会に報告してほしいということ。２点目は、県の運営する広域下水道の流入許可をいち早く議会に示してほしいという、以上２点でございました。以上の報告がされた後でも、私は決して遅くはないというふうに考えました。

執行部側の説明では、現在、売上げの大きな部分を占めるナイター競輪やミッドナイト競輪等が好調である旨の報告がありました。また、温泉を引き込むことで、参加選手の体調維持に十分な効果があるとの説明や、温泉があることで参加選手の弥彦競輪への参加が増えるとも言える発言もありました。私は、この好調な原因のナイター競輪やミッドナイト競輪がネット投票は別といたしまして、今後、他県の競輪場施行者がほっておく訳がないとの質疑もさせていただきました。

もちろん、開催場によっては、周辺対策の困難さから、当場のようにそう簡単に参入ができない場もあるでしょうが、この先もこのような状況が未来永劫続けられるのは難しく、これは歴史が証明しております。既に、同じ公営競技会である競艇会においては、ネット発売に先詰まりの傾向が出始めていると耳にしております。この先、選手のあっせんや日取り会議での調整が一層難しくなってくるのは明らかでございます。

また、温泉があることで弥彦への参加が増えるという発言については、いささか疑問を持っています。ただ、選手間の話題には上り、好感を持っていただけるのは確かなことだと私は思います。よって、一度は賛成の意向を示しましたが、冒頭でも申し上げましたが、この４日間、悩みに悩み続け今回の修正動議に至りました。

ご承知のように、競輪事業は水ものであり、長い歴史を見ても、好調さと低迷時期は交互にやってきております。世の中の景気に左右され、売上げはこの先も不透明であり、村側は、現在のミッドナイト競輪やナイター競輪など好調さを唱えておりますが、私自身も長い間、競輪事業に従事し、多くの繁栄、挫折を経験してまいりました。

古くは、冬季休止しておりました弥彦競輪場施設を利用して、前橋競輪の冬季場外売場の開設に始まり、弥彦、新潟場外間で、当時、ＮＴＴが開発した全国初となる光ファイバーの敷設でより鮮明で安定した映像を提供したり、その後の電話投票の導入、また、令和２年には、それまで他場発売のみだった弥彦競輪場が前橋競輪場で初の本場発売売場となったり、日本自転車振興会――現在はＪＫＡといいます、によるサテライト構想により、福島県喜多方場外売場、北海道釧路場外売場の開設に伴い、映像送信方法を従来の光ファイバーから衛星通信への変更、インターネット投票参入等々、先人が実に様々なことを考え実行してきてくれたおかげで、現在の弥彦競輪の繁栄があるものと私は思っております。

これまでの弥彦競輪の競輪界への貢献が評価され、今やふるさとダービーやＧⅠ親王牌競輪の開催場となり全国でも知らない人はおりません。開設当時のことを考えれば、まさに夢のような

お話でございます。村側はしきりに、現在の弥彦競輪は上り調子の真っただ中であり、聞いていると何でもできそうな気がしますが、こういう時期だからこそしっかりとした信念を持ち慎重に備えることこそ肝要であると私は考えます。

それは、先ほども申しましたが、長い弥彦競輪の歴史を見ていただければお分かりになると思いますが、こういう時期こそ少しでも蓄えをすること、それが先人の教えでございます。また、その考えがあったからこそ、今日まで、弥彦競輪は弥彦村の宝として繁栄をしてきたものであります。誰しも今のような好調なときは、何か物すごい構想を持って何かをしたいという気持ちは分かります。

私は、９月定例会競輪特別委員会議事録における村長答弁で気になったことがあります。それは、今回の競輪宿舎への温泉提供者が村長とごく親しい存在とも取れる記述がございました。先月、11月の臨時議会での専決議案であった大戸地区監視カメラ設置業者選定においても、自分とは近しい間柄であるとの自らの発言がございました。公人である村長が工事契約締結前の発言とはとても思えません。私は、この発言についてもいささか疑問を持っております。

弥彦競輪は戦後の復興を目指し全国で25番目に始まり、今日まで先人の手で粛々と守られてまいりました弥彦の宝物でございます。どうしても温泉が必要なら、タンクローリーで運ぶ方法もございます。けいりん会館の使用日数は年間約80日程度でございます。どうか議員各位におかれましては、弥彦競輪の行く末を一番にお考えいただくとともに、迷うことなく私の考えに同調していただき、これからの弥彦競輪のために間違いのない選択をしていただきますよう、伏してお願いを申し上げる次第でございます。

よって、議案第64号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第４号）中、弥彦けいりん会館温泉設備新設工事に関する事業について削除するべきものであることから、債務負担行為及び歳出第２款、第３款を修正する必要がございます。

以上が、本修正案提出の理由でございます。どうぞ議員の皆さん、よろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　これで説明を終わります。

この説明で、質疑はありませんか。

那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　樋浦議員にお尋ねいたします。

私も９月議会の競輪委員会のほうで、温泉を引き込むことでいい選手が呼べるといったような趣旨の説明があったように、そういう認識でおりまして、弥彦競輪場が好調であればやはり弥彦も潤いますので、選手の方々に是非いいパフォーマンスをしていただきたく今回の競輪委員会で賛成をさせてもらった立場ではありましたが、樋浦議員の修正動議の文面の中で、温泉があることで弥彦への選手の参加が増えるということにいささか疑問を覚えるという文面がありましたが、そこら辺がちょっとどういうことなのかなということでちょっとお聞きしたいと思いまして、お願いいたします。

○議長（安達丈夫議員）　樋浦議員、説明願います。

○１番（樋浦久夫議員）　村側の説明で、温泉施設があればいい選手が来るということは、私はいささか疑問がございます。

競輪の仕組みとしてＪＫＡの中にあっせん課という課がございます。これは、どこの競輪場へどの選手を配置、送るかということを決定する機関でございます。もしも弥彦競輪場へみんなが行きたいとか言っても、そのあっせん課で選手の中に不平等が生じる訳でございます。ですから、そういうことは全くないと私は思っております。こんな答弁でよろしいでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　分かりました。ありがとうございます。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに、質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　しばらくして質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

最初に、原案に賛成の方の発言を許します。

討論ありませんか。

古川さん、ありませんか。

○５番（古川七郎議員）　今、樋浦議員に対し反対、原案には賛成いたします。

ただいま、樋浦議員からいろいろと述べていただきました。

まず、温泉があって、来る人は悪く思う人は、私は一人もいないと思う。それははっきり言って間違いですと私は思います。温泉、流し湯で入って、そういうところへ来ていただいて、こういうのは確かに選手はそういうところで分配、仕分すると思いますけれども、来て気分の悪い人は一人もいないと思います。

そして、原案に、競輪特別委員会において賛成をしているんです、皆さん。賛成しているんですよ。そこにおいて、賛成しているのになぜここで今反対するのか、その理解が私には全くできない。その内容が変わるなら別です。原案から変わったというなら別ですけれども、状況は何も変わっていないのに、そこでは賛成しました、今度は反対します。何のための議員なんですか。何のための委員会なんですか。委員会はなくてもいいのかな、そうなったら。

そんなことで、寝て起きたから変わりました、そんな浅はかな考え方は私は困る、あり得ないと思う。どこにそういうことがあると思いますか、ないでしょう。私はないと思う。情勢が変わったらいいですよ。何にも変わらなくて、全員で賛成したんじゃないですか。何で反対する理由が出てくるんですか、そこにおいて。それは分からない。

ましてや温泉成分、下水道の処理、これも大体決まりましたら議会に報告してくださいということでお願いもしてある訳です。このことはすぐ今できる訳じゃないでしょう。何日かの余裕があったはずです。あるんですよ、向こうも、答弁の中に。それの残りを抜いてそれができなければいけないんだったら、私らはこれから工事というのは何もできないと思う、全てのものが。全部完璧じゃなきゃできないということになるんですよ。

これこれこういう見込みでこうやってこういうふうにして工事するということはこれからあり得る、どこの業者でもあると思うよ。それを完璧にできなければできません。それはちょっと議員として私はおかしいと思う。まずこれ議員に、委員会で賛成しているんですよ。一晩たって変わりました。こんな議員の浅はかな考え方おかしい。私は思います。いかがでしょうかね。

私はそのようにしてこの樋浦議員のあれに対して私は反対します。そういう理由で反対します。それだけで私は十分だと思う。それ以上の細々なことはがたがた言いませんけれども、そういうことで私反対いたします。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　次に、原案及び修正案に両方とも反対の方の発言を許します。

発言ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がないので、次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　なしと認めます。

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

柏木議員。

○７番（柏木文男議員）　先ほど、樋浦議員から修正動議が提出されました。修正案に対する賛成の立場で討論を行います。

去る12月15日、競輪特別委員会が開催され、修正予算の質疑を行い、委員会では満場一致で可決をされました。しかしながら、その後に行われた報告事項では、委員長報告にもありましたとおり、温泉井戸の源泉湯量が毎分80ℓであるとの答弁を受けております。湯量が少なく、温泉を心配したのは私一人ではないと思っております。

隣接の住宅団地は温泉つき住宅として宅地販売がなされ、数年のうちに源泉が枯渇したと聞いております。源泉の少ないことを考えると、多額の費用を使い競輪宿舎に温泉を引くことに対して疑問を感じました。

私は、湯量の豊富な弥彦桜井郷温泉からタンクローリーで源泉を競輪宿舎に運搬を行い、温泉使用料も必要なく経費も節減ができ、また、弥彦桜井郷温泉は源泉の枯渇の心配もなく、タンクローリーで源泉を競輪宿舎に運搬することを提案して、修正案に対し賛成をいたします。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

花井議員。

○２番（花井譲温議員）　原案に賛成、修正動議に反対します。

令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第４号）は、競輪特別委員会において全会一致で可決されており、温泉成分の分析結果は後日提供すること、下水道への流入については処理場

に着くまでには希釈されており問題ないだろうという意見がありました。下水道に排水することで、建設企業課とは協議中ということです。

問題になるのは、温泉成分のｐＨが低く硫黄成分がもし高かったとしても、排水時の水質が問題なければ大丈夫ではないかと私は考えております。

そもそもの目的が競輪選手へのよりよい宿舎環境を提供することで、人気選手を呼び込み、競輪の売上げ増を目指す事業であります。寛仁親王牌に間に合わせるためにも、委員会において全会一致で可決された議案に対しての修正動議には反対いたします。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　次に、原案及び修正案に両方とも反対の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がありません。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

原案に賛成の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

小熊議員。

○８番（小熊　正議員）　それでは、修正動議に賛成討論を行います。

去る12月15日に開催されました競輪特別委員会で、温泉給湯設備改修工事に対する質問をし、原案に賛成の立場を取りましたが、その後、採決の後の説明で湯量が少なく、また、維持費が多くかかるような説明があり、温泉給湯設備改修工事のほかにも多額の資金もかかるようであり、また、競輪開催期間中だけの源泉使用であれば、ほかの弥彦村の温泉施設から源泉を搬入することにより経費も抑えられるのではないか。このことから、修正案に賛成をいたします。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　次に、最初に戻ります。

原案に賛成の方の発言を求めます。

板倉議員。

○６番（板倉恵一議員）　原案に賛成の立場で意見を申したいというふうに思います。

今、弥彦の議会、どこの議会もそうなんですが、委員会に付託をして、それで、その中で論議を尽くすという立場で、今、うちの議会も動いております。そういう中では、温泉の使用料とか買取りとか、何とか、あくまでもお湯を買う方向で１か月80万円程度というような形で答弁がありました、湯量については。１か月当たり80万円程度と言われておりますが、果たしてこれが限度なのかなというふうに私は思いました。

その中で、ある方は、いや枯渇するというような話まで出ております。それで私もちょっと調べました。枯渇はされないというようなのが、私の聞いているところの範囲ではあります。そういう中で、何か話を聞いていると、あまりにも、ちょっと何かいろいろなことを言いながら、今

の温泉の使用に対しては、皆さん、ちょっと考え違いをしていられるんじゃないのかなというふうに思います。

我々議会は、何のために委員会付託までして論議を尽くすのかと私は思っております。何人の方が反対をされたみたいなんですが、それを委員会の中で論議をしたのかというと、ある方はいやそれから後で思い出したからこういうふうになったというような話も聞いております。それでいいのかと、私は議会の在り方に対して思う訳であります。

そういう中では、委員会の中できちんと話をすれば良いじゃないか。自分の意見が分からなかったら聞けばいいんじゃないかと。その中でいろいろな論議を尽くす、それが委員会ではないのかなと。私はそのように思っております。

今、競輪特別委員会の内容を見ておりますが、そういうような内容では、皆さん、あまりにもスムーズに委員会を進んでおる中では、ちょっと私はそういう部分では物すごく疑問を持つ訳であります。そういう中では、これからの議会の在り方についてもそうですが、やはり論議を尽くしてやっていきたいなというふうに私は思っております。

以上で私の原案賛成の意見を終わります。

○議長（安達丈夫議員）　次に、修正案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

失礼しました。

原案及び修正案に、反対の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がありませんね。

それでは、原案に賛成の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　ありませんね。

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　それでは、私、那須は、樋浦議員から提出された修正案に賛成いたします。

賛成討論をさせていただきます。

確かに、先ほど板倉議員が言われたように、12月15日の競輪特別委員会では全会一致で可決されました。そして私自身も賛成をいたしました。ですが、採決後の報告事項内の質疑の中で、今まで知り得なかった情報と事実も分かったことは事実です。

これまでの議会でも、常々思っておりますが、情報の少ない中で、時間のない中で自分自身が質疑をしなかったことは一番の問題であると私自身も思っております。ですが、樋浦議員の動議の修正動議の文面を見ましても、先ほど文面に対する質疑をさせていただきました中でも、私自身、このまま進めるのではなく、十分に精査して、弥彦競輪場に来ていただき命がけでレースをしていただいている選手のためにも、最善の方法であることをしっかり分かった上で進めてほし

いという願いを込めて、このたびは修正案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　そのほか、討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　しばらくしてなしとします。

最初に戻ります。

原案に賛成の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がありませんので、次に、原案及び修正案に両方とも反対の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がありません。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　ただいま、樋浦議員より提出されました修正案について説明を聞きました。そして、この修正案に賛成をする立場で討論をさせていただこうかと思います。

去る12月15日、競輪特別委員会におきまして、理事者から提出されておる競輪特別会計補正予算に関して賛成をいたしましたが、委員会終了後、報告事項において新しい情報がもたらされました。採決が終了した後、その情報を知ることができましたが、その情報にいささか心配な部分がございましたので、委員会終了後、様々なネットや知人にお聞きをして情報を収集いたしました。

その新しい情報というのが、先ほど柏木議員が言われました源泉の湯量に関してです。今回予定している源泉の湯量は、毎分80ℓが自噴しているということが委員会の採決終了後に理事者側から説明がありました。

この毎分80ℓという量はどうなのかということを疑念に思いまして、近隣の源泉の湯量を調べてみました。一番近い弥彦湯神社温泉は毎分570ℓ出ております。麓の桜井郷温泉は400ℓ出ております。また、お隣の新潟市西蒲区にある日帰り温泉施設では、毎分1,630ℓが自噴しているとのことでございました。また、知り合いの旅館、弥彦温泉の旅館関係者の方にお話も聞きましたが、やはり、競輪宿舎の温泉として利用するにはあまりにも湯量が少ないのではないかという返答をいただきました。

また、どこの源泉でも同じことがありますが、源泉はしばらくすると湯量が減ってくるという傾向がございます。今の状態でも非常に少ない湯量でありますが、数年後、湯量が減る可能性が大ということで、この計画に対しては見直しが必要なのではないかというふうに思いました。

また、源泉の近く、弥彦の温泉団地に居住の私の友人にもお話を伺いました。当時の、分譲された当時の源泉と今の源泉は違うかもしれませんが、分譲地を購入された方のお話では、温泉の成分、硫黄分がかなり強くて、下水、もしくは雨水と一緒に放流することができなくて、温泉、お風呂の水だけ、排水だけ別系統の排水をしなければならないということで、そのような排水の設備が各分譲地１区画ごとにそういった設備が造られておるそうです。

成分表に関しては、これから結果が出次第、理事者側から議会に示していただくということでございますが、万が一、下水に流せないということになりますと、また、そこで工事費が大幅に増額する可能性もございます。

以上の理由から、修正案に対しては賛成をさせていただこうかと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、皆さんから討論が出されたようでありますが、今一度、最初に、原案の賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　次に、原案及び修正案、両方とも反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　発言がありません。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　最後になりますが、修正案に賛成の方の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　ありませんね。

発言はありません。

このほか、討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　なしと認めます。

これより、議案第64号について採決をいたします。

まず、樋浦久夫議員から提出されました修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（安達丈夫議員）　５名。起立多数と認めます。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決をいたします。

修正議決した部分を除く、繰り返します、修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩といたします。

再開は12時５分といたします。

（午前１１時４６分）

○議長（安達丈夫議員）　再開いたします。

（午後　０時０５分）

◎議案第６６号の上程

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第９、議案第66号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

先ほど休憩中に、議会の審議に必要であるため、村長をはじめ執行部、幹部職員に出席を求めましたが、このような状況でございます。

ここで審議が進まないので、議事を中断して、以下の日程を先議することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◎議員派遣の件について

○議長（安達丈夫議員）　それでは、日程第10、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定をいたしました。

まだ、村長ほか執行部職員の出席がなされないので、日程第11以降を進めます。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第11、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから、日程第13、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまでの３案件を一括して議題といたします。

このことにつきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長並びに各常任委員長から、お手元に配付いたしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなさ

れております。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

―――

◎議案第６６号の説明、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　それでは、議案第66号を議題といたします。

いまだに出席要求に応じませんので、議事を進めてまいります。

議案第66号は、会議規則第39条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号について採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会は、付議されました事件は全て議了いたしました。

―――

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　これをもって、12月定例会を閉会いたしたいと思いますが、大変、長時間にわたりありがとうございました。

板倉議員。

○総務文教常任委員長（板倉恵一議員）　少し時間を、お許しをいただきたいというふうに思います。

先ほど、総務文教常任委員会の審査報告で私のほうがちょっと読み違えた部分があります。それで、ちょっと時間を取りたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　どうぞ。

○総務文教常任委員長（板倉恵一議員）　先ほど、委員会の報告いたしました委員間討議、12月14日に行ったんですが、その委員間討議では、条例案では、私のほうで間違って「賛成ではないが」というふうに皆さんに報告しましたが、条例案には「反対ではないが」というように訂正していただきたいと、年齢によって退職年齢が変わるのはいかがなものかと考えるというふうに、訂正をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、令和４年第８回弥彦村議会12月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後　０時１０分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　安　　達　　丈　　夫

署 名 議 員　　樋　　浦　　久　　夫

署 名 議 員　　花　　井　　譲　　温